

東京都板橋区立上板橋第二中学校同窓会会則

第一章 総 則

(名称・所在地)

第1条 本会は東京都板橋区立上板橋第二中学校(以下本校と称する)同窓会と称し同校内に事務局を置く。

(目的)

第2条 本会は会員相互の親睦を図るとともに、本校の発展に寄与することを目的とする。

(会員)

第3条 本会は、次の会員をもって組織する。

- (1) 正会員 上板橋第二中学校卒業生
- (2) 特別会員 本校の教職員並びに旧教職員

第二章 役 員

(役員)

第4条 本会に次の役員を置く

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名以上
- (3) 庶務 2名以上
- (4) 会計 2名以上
- (5) 会計監査 3名以内
- (6) 学年代表幹事 卒業生期ごとに2名

(役員を選出)

第5条 役員を選出は、それぞれ次に定めるところによる。但し、監査役は他の役員を兼ねることができない。

- (1) 会長、副会長、庶務、会計は正会員の中から幹事会で推薦し、総会に諮り決定する。総会の開催が叶わない時は、幹事会での承認とする。本校ホームページへの掲載により理解を求める。
- (2) 監査役は会員の中から幹事会で推薦し、総会に諮り決定する。総会の開催が叶わない時は、幹事会での承認とする。但し内1名は、本校副校長職にあるものに努めていただくものとする。本校ホームページへの掲載により理解を求める。
- (3) 会計及び監査役が欠けたときは、幹事会において補充選任できる。但し、幹事会が会務に支障がないと認めたときは、この限りではない。
- (4) 学年代表幹事は、卒業年期ごとに正会員の中から男女1名の2名を推薦し会長が委嘱する。

(役員の職務)

第6条 役員の職務は、それぞれ次に掲げるとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表し、会務を総括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長が不在のときは、会長があらかじめ定めた順序により、その職務を代行する。
- (3) 庶務は、会の事務全般を掌握し記録を行う。
- (4) 会計は、本会の経理を処理する。
- (5) 会計監査は、本会の経理及び執行に関する監査を行う。
- (6) 学年代表幹事は、卒業年期ごとの会員の代表的立場であり、同期の会員との意思疎通および連絡を要務とする。

(役員の任期)

第7条 役員の任期は、2年とする。但し、再任を妨げない。

欠員・補充または増員により選任された役員の任期は、それぞれ前任者または、現任者の残存期間とする。

役員は、辞任または任期満了の場合においても、後任者が就任するまでは、引き続いてその職務を行うものとする。

第三章 顧問

(顧問、相談役)

第8条 本会に顧問、相談役を置くことができる。

顧問は、本校の現校長先生および歴代の同窓会会長とする。

相談役は幹事会で推薦し承認する。

顧問、相談役は、本会の重要事項に関し会長の諮問に応じるものとし本会の運営に関し意見を述べることができる。

第四章 機関

(機関)

第9条 本会に次の機関を置く。

- (1) 総会
- (2) 幹事会

(総会)

第10条 総会は、可能な限り原則年1回定期に開催するものとする。但し、必要に応じて臨時に開催することができる。

定期総会の開催が叶わない時は、本校のホームページへの掲載をもって周知、理解に努める。

総会は、幹事会の議を経て会長が招集し、次の事項を審議・決定する。

- (1) 事業報告及び収支決算に関すること
- (2) 事業計画及び収支予算に関すること
- (3) 役員の選任及び解任に関すること
- (4) 規約の改廃に関すること

(5) その他本会の運営上必要と認める重要事項に関すること

(幹事会)

第11条 幹事会は、本会役員をもって構成するものとする。

第12条 幹事会は次の事項を協議する。

(1) 会務の運営上必要とする事項

(2) 同期会及び会員に周知し、連携する事項

(会議)

第13条 総会は会長が招集する。

幹事会は会長が必要に応じて招集する。また、幹事会の要請により収集する。

会議の議事は、全会一致をもって決定する。全会一致が叶わない場合は出席者の過半数で決し、可否同数の場合は総会の時は議長、幹事会の時は会長の裁量によるものとする。

第五章 会 計

(経費)

第14条 本会の経費は、入会金、寄付金その他の収入をもって充てる。

(入会金)

第15条 入会金は、本会入会の際別に定める額を納入するものとする。

前項に規定する入会金の額は、金壱千円とする。

入会金に関する事務手続きは、母校に委ね進めていただくものとする。

本会の運営に当たり、幹事会が必要と認めた場合には、会費等を徴収することができる。

(拠出金品の不返還)

第16条 既納の入会金及びその他の拠出金品は、これを返還しないものとする。

(会計年度)

第17条 本会の会計年度は、4月1日に始まり翌年3月31日迄の1年間とする。

第六章 委 任

(委任)

第17条 本規約に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、会長が幹事会に諮って定める。

第七章 雑 則

(個人情報)

第18条 個人情報の取り扱いについては、個人情報保護法に基づいて、厳正かつ適正に行うものとする。

第八章 附 則

(附則)

本会則は平成9年4月13日より施行する。
令和2年 4月 1日改正